

1 県指定有形文化財（考古資料）「徳島県観音寺・敷地遺跡出土品」

平成27年9月4日付け文部科学省告示第141号により、重要文化財（考古資料）に指定された「徳島県観音寺・敷地遺跡出土品」の中に、平成22年2月18日徳島県教育委員会告示第1号により県指定有形文化財（考古資料）に指定した「観音寺・敷地遺跡出土木簡と官衙関連出土品」500点のうち494点が含まれる。そのため、文化財の保護に関する条例（昭和32年3月29日徳島県条例第23号）第9条第3項の規定により、県指定が一部解除となる。

（解除される文化財）

種別	名称	員数	所在地	所有者及び管理者
有形文化財（考古資料）	観音寺・敷地遺跡 出土木簡と官衙関連出土品	一括（500点のうち） 国指定された494点	板野郡板野町犬伏字平山86番2	徳島県 徳島県立埋蔵文化財総合センター

2 県指定無形文化財（工芸技術）「手漉和紙製造の技法」

昭和45年6月2日徳島県教育委員会告示第10号により県指定無形文化財（工芸技術）に指定した「手漉和紙製造の技法」に関して、保持者の藤森実氏が平成27年5月4日に死去した。文化財の保護に関する条例施行規則第32条にもとづき、9月15日付で遺族から死亡届が提出されたため、文化財の保護に関する条例第25条により文化財の指定及び保持者の認定を解除する。

（解除される文化財）

種別	名称	所在地	保持者
無形文化財（工芸技術）	手漉き和紙製造の技法	吉野川市山川町字川東136番地	藤森 実 大正5年11月12日生

〈参考〉

文化財の保護に関する条例（抜粋）

第三章 県指定有形文化財

（解除）

第九条 県指定有形文化財が県指定有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

3 県指定有形文化財について法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定があつたときは、当該県指定有形文化財の指定は解除されたものとする。

4 前項の場合には、委員会は、その旨を告示するとともに、当該県指定有形文化財の所有者および権原に基く占有者に通知しなければならない。

第四章 県指定無形文化財

（解除）

第二十五条

7 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、県指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、委員会は、その旨を告示しなければならない。